

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電波法の一部を改正する法律

規制の名称：実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省総合通信基盤局電波政策課

評価実施時期：平成31年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現在、Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee やLTE といった無線規格を用いた無線設備（スマートフォンやセンサー等）が国際的に活発に開発され流通しているが、これらの無線設備の中には我が国では販売されず、我が国の技術基準適合証明等を取得していないものが増加している。我が国においても経済活性化や国際競争力強化の観点から、これらの無線設備を用いた実験、試験及び調査（以下「実験等」という。）を行うニーズが高まっている。しかし、現行制度において実験等を行うには、実験等に用いる無線設備について技術基準適合証明等を受けることが必要となるところ、一定の事情（詳細後述）により、当該実験等を行うことが困難なケースが生じている。この状況は、現行制度を維持する限り、今後も引き続き継続するため、そのような技術基準適合証明等未取得していない、最先端の無線設備を用いた実験等を迅速かつ容易に実施することが困難な状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

上述のとおり、現在、国際的に活発に開発され流通しているものの、我が国では販売されず、我が国の技術基準適合証明等を取得していない無線設備（スマートフォンやセンサー等）を用いた実験等を行うニーズが高まっているものの、現行制度において実験等を行うには、実験等に用いる無線設備について技術基準適合証明等を受けることが必要となるところ、次の事情により、当該実験等を行うことが困難なケースが生じている。

- ①実験等を要望している事業者は無線設備の開発元ではないため、技術基準適合証明等を受けるために必要な無線設備に関する情報を有していないこと
- ②当該事業者は、当該無線設備の開発元に必要な情報の提供を求めることになるが、開発元から情報提供を受けられない場合があること
- ③相当の期間や費用をかければ情報提供を受けられる場合もあり得るが、最新の技術を反映した製品やアプリ・サービスは迅速に提供しないと事業機会を逸するため、相当の期間や費用を要する場合には実験等の意義が乏しくなること

このことから、現行制度では、我が国向けに販売されておらず技術基準適合証明等を取得していない、最先端の無線設備を用いた実験等が迅速かつ容易に行えずないという課題が生じている。

【規制の内容】

上述の課題及び課題の発生原因を踏まえ、電波法（以下「法」という。）第3章に定める技術基準に相当する技術基準（以下「相当基準」という。）に適合しているWi-Fi等の無線設備を用いて実験等無線局を開設しようとする者は、総務大臣への届出ができることとし、届出の日から最長180日間に限り、当該無線設備を適合表示無線設備とみなして、免許を受けずに当該実験等無線局を開設することを可能とする。

また、相当基準に適合しているLTE等の無線設備を使用する実験等無線局について、総務大臣の許可を受けた場合、第一号包括免許人（携帯電話事業者等）が当該無線局を運用することを可能とする。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

相当基準に適合しているWi-Fi等の無線設備を用いた実験等無線局を開設しようとする者は、当該実験等無線局の開設に係る届出手続、届出事項の変更に係る届出手続及び開設した

実験等無線局の廃止に係る届出手続を行うことが必要となるが、これらの届出手続は、定められた様式により必要最小限の事項を届け出ることにより足り、また、申請手数料は発生しないため、遵守費用は限定的である。

また、第一号包括免許人は、法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合しているLTE等の無線設備を使用する実験等無線局を運用する際に、総務省令等で定める方法により改正後の法（以下「新法」という。）第103条の6（現行法第103条の5）に基づく総務大臣の許可を受けるための申請手続を行う必要があるが、当該手続は、現行法第103条の5に基づく手続を基にするものであり新たに発生する負担も多大でないと見込まれ、また、申請手数料は発生しないため、第一号包括免許人に発生する遵守費用は限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の制度改正において、新たに生じる行政費用は次のとおり。

- ① 新法第4条の2第2項、第4項及び第6項の届出の処理に要する費用
- ② 同条第3項により読み替えて適用する第82条の無線局に対する監督に要する費用
- ③ 新法第4条の2第5項により準用する第38条の20及び第38条の21第1項の報告徴求・立入検査等に要する費用
- ④ 新法第103条の6第2項の許可に要する費用

このうち、④については、新たに発生する行政費用は限定的であるが、①については、利用者の利便性を高めるべくシステムを構築することとした場合、当該システム構築に係る費用が発生する。また、②及び③については、新制度を適正に運用するためには相応のチェック体制を整える必要があり、そのための費用が発生する。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国向けに販売されておらず技術基準適合証明等を取得していない、最先端の無線設備（スマートフォンやセンサー等）を用いた実験等無線局について、簡易な手続きにより開設・運用することが可能となり、これまでは断念せざるを得なかった実験等の実施が可能となることから、我が国の研究現場におけるイノベーションが促進される。

（想定される実験等の例）

- ①我が国で未販売のスマートフォンを用いたアプリの開発・保守のための実験等
- ②我が国で未販売の無線設備を用いた ICT サービスについて我が国での市場性を評価するための実験等
- ③新製品開発の参考とするために、我が国で未販売のスマートフォンやセンサー等を用いて行う実験等

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

技術基準適合証明等の取得に係る金銭的成本及び人的コストが低減する（これらのコストについては、技術基準適合証明等を取得しようとする無線設備の種別や技術基準適合証明を行う登録証明機関ごとに変動するものであることから、金銭価値化して示すことは困難。）。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

最新の技術やアイデアを取り入れた革新的な新製品（例：IoT センサー、ドローン）やサービス（例：最新 IoT 機器を用いた機器点検ソリューション）を開発するための実験等が促進され、ひいては我が国経済の活性化や国際競争力強化に繋がることが期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の制度改正により、相当基準に適合している無線設備を用いた実験等無線局の簡易な手続きによる開設・運用が可能となり、その結果、最新の技術やアイデアを取り入れた革新的な新製品やサービスを開発するための実験等が促進され、ひいては我が国経済の活性化や国際競争力強化に繋がることが期待される。

一方で、一定の行政費用が新たに発生するものの、技術基準適合証明等の取得に係る金銭的成本及び人的コストは低減するため、全体としての費用の増加はないか、あっても限定的である。

以上のことから、今回の制度改正に伴う便益はその費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本件の改正は、我が国の電波利用環境を適正に維持しつつ、一定の条件に適合する実験等無線局を開設・運用できるようにするため、必要最低限の範囲で制度整備を行うものであり、現時点において代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

・規制改革推進に関する第3次答申（平成30年6月4日）

「技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする」こと及び「電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠した Wi-Fi、Bluetooth、Zigbee などを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる」こととされている。

・電波有効利用成長戦略懇談会（平成30年8月）

法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合した Wi-Fi 等の無線設備を使用して開設する無線局を、我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で利用する場合に限り、技術基準適合証明を取得せずとも利用を可能とすることが適当とされている。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

実験等無線局の開設状況（開設者、実験等の目的、無線設備の規格及び無線設備の設置場所等）を把握することとする。